

## 放課後児童支援員に係る都道府県認定研修の概要（案）

第2回放課後児童  
クラブの質の向上  
のための研修企画  
検討会 資料2

### 基本的考え方

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定研修」という。)とする。
- 認定研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するためのものである。このため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことが目的であり、講義を中心として効果的に行うことによりその目的を達成することとする。

### 研修内容等（案）

実施主体	都道府県（都道府県が適当と認める民間団体等に委託可）
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度を想定
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目等は、別紙のとおり(各科目ごとに、研修終了時にレポートを提出) 時間数は、講義及び演習を合わせて●●時間程度 特に、講師の選定に当たっては、認定研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、研修科目の一部免除方式を導入(第3回で検討)
研修期間	原則として●か月以内で実施
研修教材	各科目の内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講
修了認定	都道府県は、認定研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定研修修了証(仮称)」を都道府県知事名で交付

6

## 放課後児童支援員に係る都道府県認定制度の考え方（案）

第2回放課後児童  
クラブの質の向上  
のための研修企画  
検討会 資料3

### 【認定制度の仕組み骨子】

事 項	主 な 内 容
1. 認定要件	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県知事が行う研修(以下「認定研修」という。)の全科目を履修し、放課後児童指導員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者
2. 認定主体	都道府県(委託は不可)
3. 認定手続	都道府県は、認定研修を修了したものに対して、国が定める全国共通様式の「放課後児童支援員認定研修修了証(仮称)」[賞状形式及び携帯用形式]を交付し、修了証を交付したものの必要事項を記載した「○○都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」の作成・管理を行う。
4. 認定取消	認定を受けた者が、次の事由に該当する場合には、都道府県は、当該者を認定者名簿からの削除を可能とする。 [①虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合、②虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合、③秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合、④その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など]

(※)制度の詳細については、引き続き検討

### 認定制度の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)

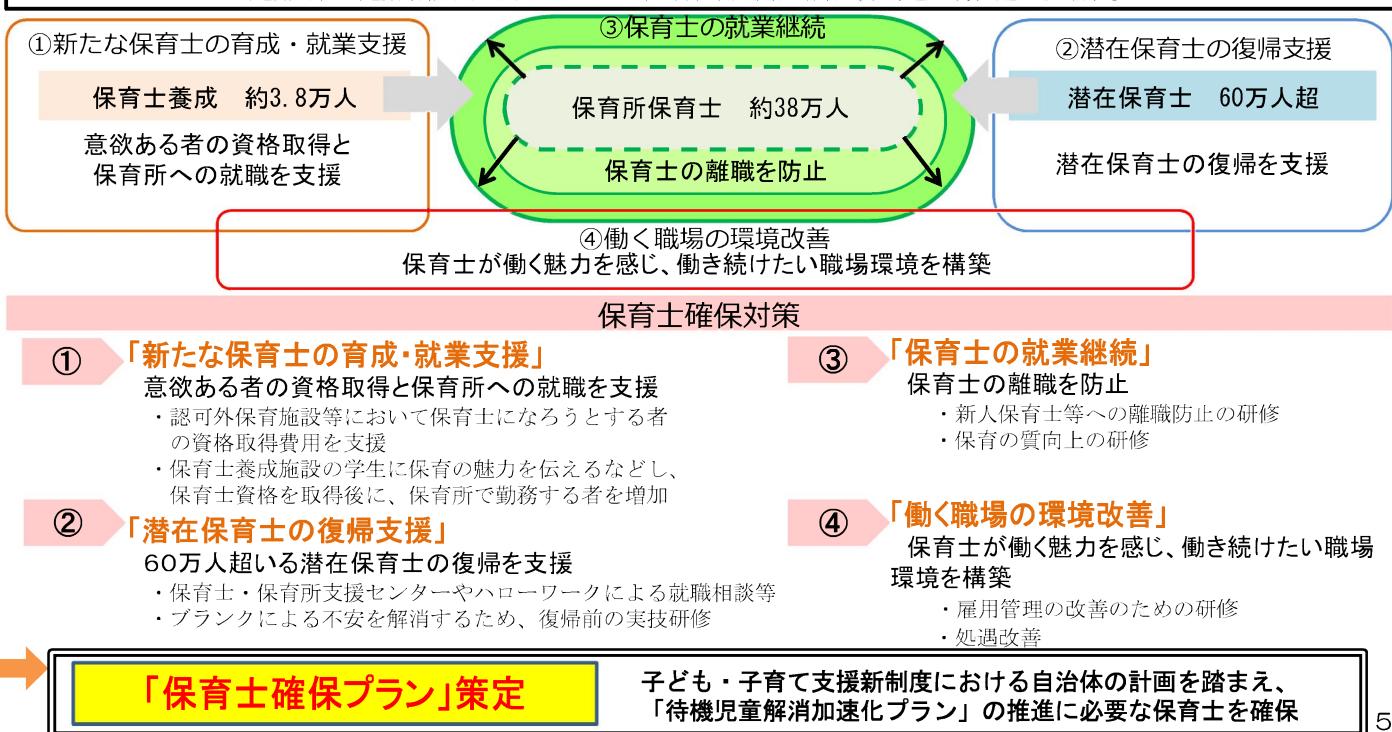


全国共通で通用する  
修了証として位置づけ

16

## 保育士確保に当たっての取組について

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量の拡大とともに、**保育士の確保を支援パッケージの1つの柱として推進**
- 保護者は保育の質の確保を強く求めており、保育士の確保への要請が強い
  - ※ 子ども・子育て支援法 附則第2条第3項  
「政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、（略）人材確保の方策について検討を加え（略）」
  - ※ 子ども・子育て支援法案等に対する附帯決議（参議院）  
「施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、（略）幼児教育・保育の質の改善を十分考慮する（略）」

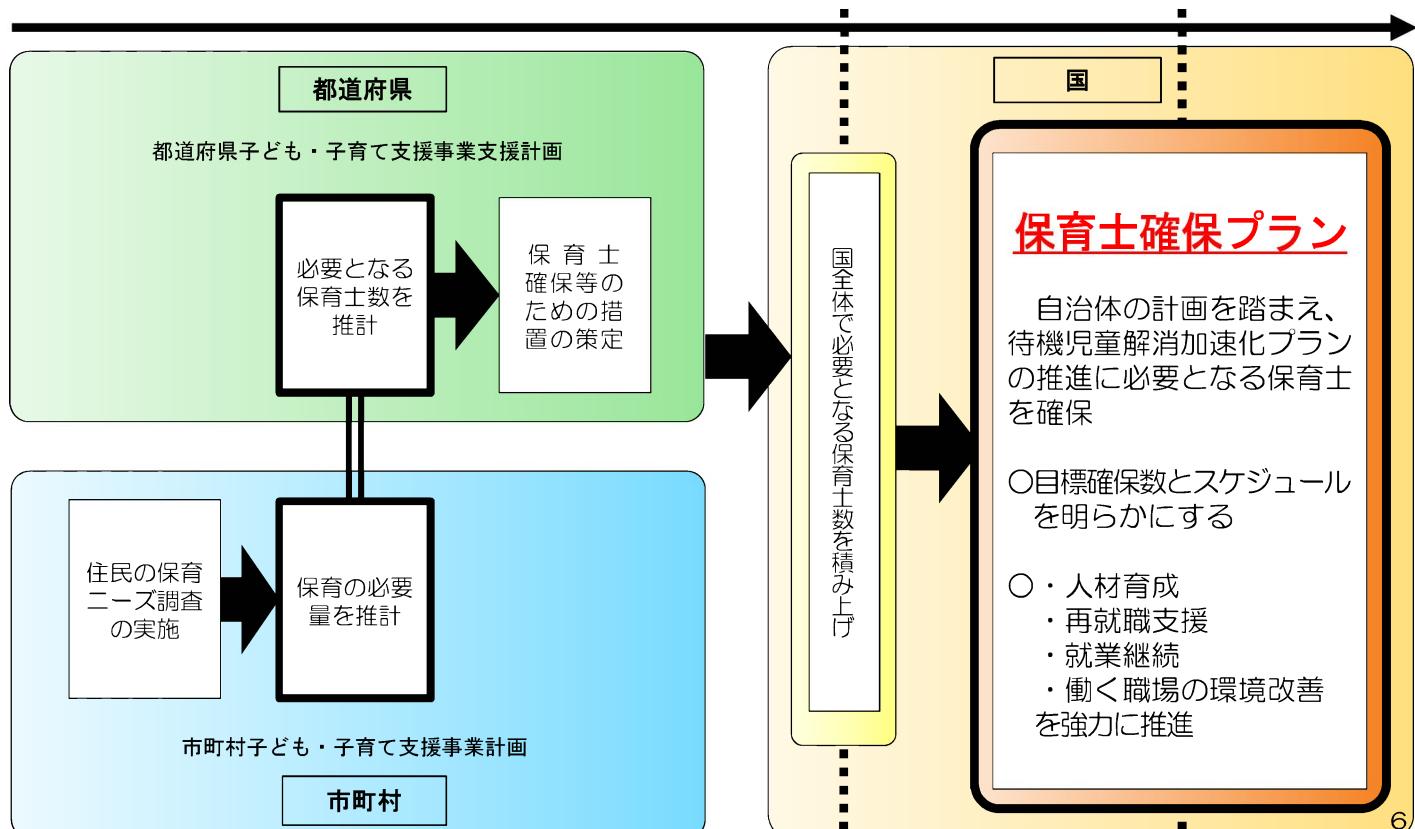


5

## 保育士確保プランの策定

【平成26年秋】

【平成26年末】



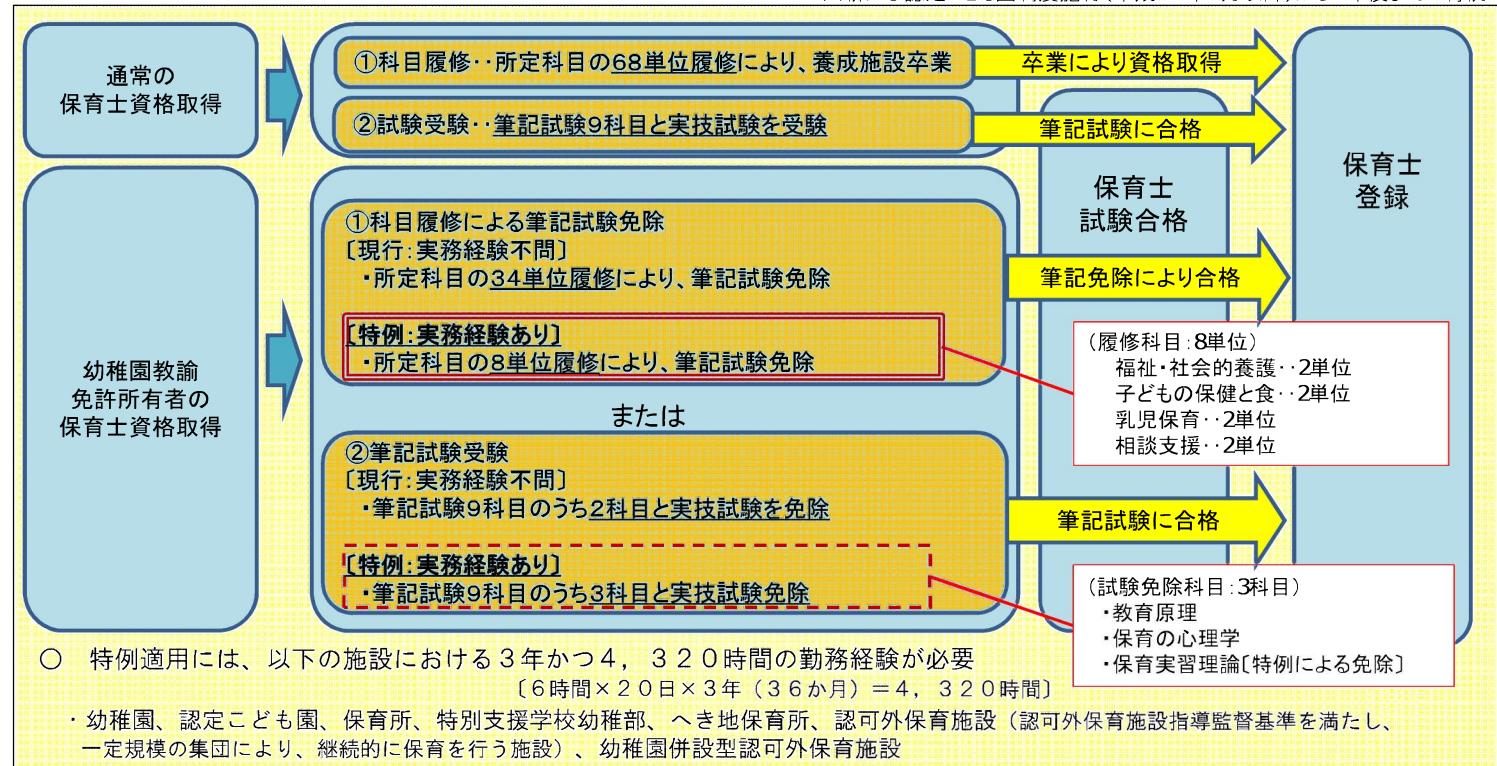
# 保育士資格の取得の特例の概要

内閣府説明資料 H26. 9. 4

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4、320時間の勤務経験が必要

$$[6\text{時間} \times 20\text{日} \times 3\text{年} (36\text{か月}) = 4,320\text{時間}]$$

- ・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設）、幼稚園併設型認可外保育施設

- 特例制度を活用して円滑に保育士資格を取得できるための環境を総合的に整備(平成26年度試験から実施)

- ・申請機会を年2回にする(4~5月、10月に申請可)
- ・申請の手数料を2,400円に引き下げ
- ・合格通知の発送を早期化(4~5月申請の場合7月、10月申請の場合12月に通知)
- ・保育士養成施設における受講料を補助(最大10万円補助)

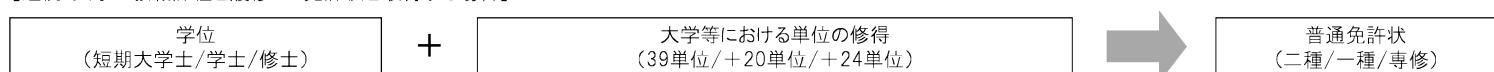
## 幼稚園免許状取得の特例の概要

### 〔目的〕

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況:76%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例  
※保育士資格の特例については厚生労働省において検討

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



**3年かつ4,320時間**

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

+

+

+

**8単位**

(内訳)

・教職の意義及び教員の役割	2単位
・教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)	2単位
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	1単位
・教育課程の意義及び編成の方法	2単位
・保育内容の指導法、教育の方法及び技術	1単位
・幼児理解の理論及び方法	1単位